

(様式第1号)

平成27年度 第1回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時	平成27年7月16日(木) 10:00~12:00
場 所	芦屋市男女共同参画センター セミナー室
出席者	出席 会長 柳屋 孝安 副会長 中里 英樹 委員 高田 昌代, 宮本 由紀子, 住友 英子, 浅野 理恵子, 岩尾 實, 中山 克彦, 村上 由起 欠席委員 武本 夕香子 (敬称略)
事務局	市民生活部 北川部長 男女共同参画推進課 福島課長, 小杉係長, 山下主席主任, 林課員
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 委嘱状交付

(2) 市長あいさつ

(3) 議題

- ・会長の選出・副会長の指名について
- ・第3次芦屋市男女共同参画行動計画進行管理調書(案)平成26年度実績報告書・平成27年度実施計画書について
- ・芦屋市男女共同参画推進条例啓発パンフレットについて

(4) その他

2 提出資料

第3次芦屋市男女共同参画行動計画進行管理調書(案)

資料①② H26年度「施策体系別の評価」表とグラフ

資料③ H26年度「数値目標」現状

資料④ 広報あしや平成27年7月15日号抜粋

(中学生向けに条例啓発パンフレットの表紙題字・イラスト募集した記事)

その他参考資料

- ・芦屋市男女共同参画センター通信ウィザス No.77~No.81
- ・チラシ「デートDVを知っていますか」
- ・育児BOOKに挿入したコラム『女の子らしく』『男の子らしく』ってなあに?性別にかかわらず『その子らしく』を大切に!!!
- ・広報あしや平成26年6月1日号抜粋(中里副会長の寄稿記事)
- ・条例啓発パンフレット(条例概要版)平成22年3月作成分

3 審議経過

=開会=

事務局／福島：日頃は芦屋市男女共同参画の推進にご尽力いただきまして誠にありがとうございます。感謝しております。男女共同参画社会の実現に向け、皆様のお力をお借りしながら、積極的に進めてまいりたいと思います。申し遅れましたが、私は男女共同参画推進課長の福島でございます。どうぞよろしく願いいたします。では座って進めさせていただきます。

事務局／小杉：男女共同参画推進課係長の小杉でございます。よろしくお願い致します。早速芦屋市男女共同参画推進審議会の委嘱式を始めます。この審議会の役割は、男女共同参画の推進に関する事項の調査・審議を行うことです。芦屋市の特別職の非常勤職員として委嘱させていただきます。芦屋市長から名簿の順に委嘱させていただきますので、お名前をお呼びしましたらその場でお立ちください。市長がお席の方へ参ります。

=委嘱状交付=

=市長あいさつ=

事務局／小杉：ただ今から平成27年度第1回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催いたします。この審議会は平成21年4月芦屋市男女共同参画推進条例の施行に伴い、芦屋市の附属機関として、男女共同参画の推進に関する事項の調査・審議を行うため設置されました。委員の任期は今年度と来年度の2年間で、平成29年3月31日までです。本日武本委員からは欠席のご連絡をいただいております。では、委員の皆様、一言ずつ自己紹介をお願いします。

=委員紹介=

事務局／小杉：市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

続きまして、市の所管部長である北川市民生活部長からごあいさつさせていただきます。

=市民生活部長あいさつ=

=事務局紹介=

事務局／小杉：この会議は、芦屋市情報公開条例第19条により原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合は、非公開についてお諮りいたします。本審議会は、市の附属機関であるため、会議録の要旨を公開しております。会議録の作成のため、録音をさせていただきますので、ご了解ください。会議録の公表につきましては、ご発言者のお名前も公表いたします。また、記録のため、後ろから写真を撮らせていただきます。ホームページや冊子等に掲載する場合がございますので、ご了承ください。よろしくお願い致します。

この審議会のほかに、庁内組織として男女共同参画施策を総合的に推進するため「男女共同参画推進本部」が設置されております。市長を本部長とし、施策の推進を図っていくものです。以上、審議会等についてご説明させていただきました。

本日、現在のところ、傍聴のご希望はございません。

=議事=

(1) 会長の選出・副会長の指名

会長は柳屋委員、副会長は中里委員に決定

柳屋会長：簡単にごあいさつを申し上げます。私は審議会の立ち上げには参加させていただいておりませんでした。3期目くらいになります。第3次行動計画の策定には関わらせていただきまして、行動計画がちゃんと実施されていることを見守っていきたいと思っております。少し審議に入る前に話をさせていただくと、国会で、男女共同参画に関しては粛々と進められておまして、大きくは2つあるということです。1つ目は女性活躍促進法が衆議院を通過しまして、参議院にいつているのですが、この法案は来年4月1日から施行ということになっており、10年の時限立法ということになります。その内容は女性がどれくらい、会社や自治体、国等で活躍しているかを見える化して欲しいということで、女性の採用数や女性管理職の割合などを数字として公表するというのが国や地方自治体、従業員300人以上の民間企業に義務付け、従業員300人未満の企業は努力義務ということになるということですが、見える化を進めて社会にどれくらい男女共同参画が進んでいるかというものを見ていただいてチェックしていただくという趣旨の法律が間もなく通ろうかとしており、県では通るだろうということを進めていくということです。もう1つは国の第4次男女共同参画基本計画の素案が先ほど公表されまして、そこで大きく2つの主要な内容があるようです。1つ目は根強く残っている性別役割分担意識を何とか変えていかなければいけないということです。職場ではまだまだ残っており、その改善のための施策をこれから進めていく必要があるということです。2つ目は税制や社会保障の面で、女性が進んで社会に出て職場で働くことを阻害している制度があるということで、例えば税制面の配偶者控除、社会保障の面では年金の第3号被保険者という制度があって、女性の職場進出を阻害している面があるということで、これを少しずつ改善していくというような方針が素案の中に示されています。この計画がまもなく策定されて、各自治体がそれに対応していかなければいけないということになるということをお聞きしております。国では、働くという面からの女性の参画や男女共同参画を推進していくということが行われている訳ですが、ただ単に職場が変わればという訳ではなく、それを支える様々な環境が変わっていかなければいけないということです。芦屋市の第3次行動計画はそれを先取りする形で、すでにワーク・ライフ・バランスを重点課題にしておりますし、女性のエンパワーメントも重点課題として挙げており、3つのうち2つを働くという人に関わる課題を重点課題として挙げておりますので、それをより充実させるということで、今後この第3次計画の評価を審議会の皆様に行っていただくということです。それだけではありませんので、より無駄なく行動計画が実現される

ということで皆様の貴重な意見を伺いたいと思いますのでどうぞ、よろしくお願ひします。

中里副会長：中里です。よろしくお願ひします。副会長という役割がどういうものなのか、なかなか難しいなど一昨年、昨年と務めて参りました。私自身いくつかの市町村や県でこういった男女共同参画関係の委員を務めてまいりましたが、自治体、委員会によっては男女共同参画の推進に逆行するような感じの発言をされる方だったり、ほとんど議論に関わらない方がいらっしゃると思います。けれども、こちらの審議会はすべての委員の皆様が男女共同参画の推進にとって欠かせないような、それぞれの異なる視点から鋭い発言をされていますので、私自身聞いていて勉強になることが非常に多く、副会長としてできることは、皆様の発言を邪魔しないようにおとなしくしておくということ、どうしても自分の分野として強そうなところに関しては、合間で発言させていただければと考えております。具体的には育児休業について最近では考えたり、調べたりして、そのおかげで、国も育児休業法を5年くらいの目途に見直して、それと交互に雇用保険法の見直しが入って、研究会とか事前に何が必要かと検討しながら進めていくのですが、私もその研究会の中に呼ばれて、他の国の育休政策等について発言する場をもらって、去年や今年していたのですけれども、いろいろ勉強していく中でどうしても保育との関連が非常に大きいなど。男性の取得推進もそうですし、女性が過度に育児だけという形にならずに、働くこととバランスをとりながらという上でも、保育制度や新しい子育て支援制度については市の役割で、私自身が保育関係の専門ではないのですが関心を持っておりますので、見守っていききたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

事務局／小杉：ありがとうございます。では、ここからは、柳屋会長に議事進行をお願ひします。

柳屋会長：では、レジュメに沿って、「第3次芦屋市男女共同参画行動計画進行管理調書(案)平成26年度実績報告書・平成27年度実施計画書」について事務局から説明をお願ひします。

事務局／小杉：まず本日お配りさせていただいている資料の確認をお願ひします。

＝資料の確認＝

事務局／小杉：それでは第3次芦屋市男女共同参画行動計画に基づく進行管理、平成26年度実績報告と平成27年度実施計画について説明させていただきます。本日お持ちいただいた計画書3ページをご覧ください。「2. 計画の位置づけ」で、この計画は、本文1行目の終わりからですが、「社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくために本市が取り組むべき施策の基本的な方向」を示しています。また、この計画は、「男女共同参画社会基本法に基づく「市町村男女共同参画計画」に位置づけられると同時に、芦屋市男女共同参画推進条例に規定する行動計画」です。

次に計画書4ページをご覧ください。「4. 計画期間と進行管理」ですが、「本計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とし、毎年、男女共同参

画推進審議会に事業の実施報告を行いながら、進行管理します。」とあります。つまり、事業の進み具合について、毎年確認・点検・評価を行いながら進めています。また、評価は所管評価と部長評価の二段階で行っています。これは単に評価だけではなく、所管課と部長が事業を振り返り、議論する中で課題なども見えてくるため、有効なものであると考えています。そのうえで、更に審議会委員の皆様にご意見等をいただくことで、男女共同参画の推進を図っています。

次に計画書29ページをご覧ください。施策の体系です。この行動計画は5つの基本目標と15の基本課題があります。計画書の32ページ以降ですが、それぞれに具体的施策や内容、事業の内容があり、昨年度は各所管課が26年度の目標を立てました。今回の進行管理調書ではその目標に対してどうであったのか、26年度の事業の実績と努力した点や実施効果などと共にその所管評価と部長評価、更に27年度の目標を公表する予定にしています。では評価についてみていただいた後、いくつか個別の事業の説明をさせていただきます。

資料①と資料②をご覧ください。資料①は所管評価をまとめたもので、それをグラフで表したものが資料②になっております。26年度の評価ですが、所管評価と部長評価は1事業を除きその他はすべて同じという結果になりました。資料①の右端の列備考欄をご覧ください。備考欄の1番上の行にある「ア:No.1 その他刊行物による啓発」のみ所管評価がB、部長評価がAとなっています。ここについてはのちほど個別の事業のところで説明させていただきます。この1箇所のみ評価が違いましたが、資料①と資料②は所管評価でまとめさせていただきました。備考欄の真ん中あたりNo.22以下4事業はC評価となったものを抜粋しています。

資料②をご覧ください。資料②の棒グラフは棒の下から濃い色の部分がA評価、真ん中薄い部分がB評価、一番上やや濃い部分がC評価となっています。一番下の右側、※印で「施策全体及び重点課題抜粋の評価」という太枠で囲ってある3つのグラフをご覧ください。太枠の中の一番左が25年度の施策全体の評価です。今回の26年度の評価がこの太枠の中の真ん中のグラフで、全124事業の内、棒の下から順に濃い色の部分がA評価で16事業12.9%、真ん中薄い色がB評価で104事業83.9%、一番上C評価が4事業で3.2%となっています。25年度に比べ、C評価が3事業減り、その分がB評価になっています。太枠の中の一番右のグラフは、26年度の事業の内、重点課題を抜粋したものの評価です。全43事業の内、一番下のA評価が7事業で16.3%、B評価が35事業で81.4%、C評価が1事業で2.3%となっていて、割合としては施策全体とあまり変わらない評価となっています。

ここからは個別の事業について説明させていただきます。時間の都合もありますので、男女共同参画の事業をいくつかポイントのみ説明させていただきます。進行管理調書をご覧ください。1ページのNo.1一番上をご覧ください。事業内容が「男女共同参画推進条例趣旨の啓発」ですが、26年度は講座実施時のアンケートに条例の認知度についての質問項目を設けたり、男女共同参画週間記念事業の映画会ではルビ打ちした条例全文を配布しました。今年度ですが、22年3月に作成した条例の啓発パンフレット(条例の概要版)についてのちほど議事3で説明させていただきますが、在

庫数が少なくなってきたことなどにより、現在新たに作成中です。

次に2ページの一番上のNo.1をご覧ください。事業内容が「その他刊行物による啓発」で、男女共同参画センターではセンター通信ウィザスを年4回各4,500部発行しています。また、成人式では「デートDVを知っていますか」というチラシをリニューアルして配布しました。本日は昨年度から今年度に発行しましたセンター通信を5部と「デートDVを知っていますか」というチラシをお配りさせていただいています。先ほど評価のところで触れましたが、この事業のみ所管評価と部長評価が違います。所管としましては例年どおりの発行ということでB評価としましたが、センター通信ウィザスは市民ボランティアの方に御協力いただき、月に1度編集会議を重ね、男女共同参画の啓発として、知識的にも感覚的にもわかりやすく情報発信できている、また、26年度は新たに編集委員を公募し、4名だった編集委員が現在では7名、内2名は男性に加入していただくことができたとして、部長はA評価としました。

次は4ページNo.7をご覧ください。「子どもの自己形成促進のための親への啓発の実施」で、健康課が発行する育児ブックに「性別にかかわらずその子らしくを大切に」というコラムのページを26年度作成し、今年度から配布しています。この話を健康課と調整した時に、健康課からは育児ブックと一緒に配布しますのでチラシではどうですかという話がありました。チラシではその時は読むかもしれませんが、どこかにいってしまうかもしれない、育児ブックの中では繰り返し読んでいただけるのではないかとということで、冊子の中に入れ込んでいます。本日お配りしています『女の子らしく』『男の子らしく』ってなあに？性別にかかわらず『その子らしく』を大切に!!!というコラムです。

中山委員：途中で悪いのですが、郵送でいただいた資料と今回の資料は違う箇所があるのでしょうか。それを先におっしゃっていただけますか。郵送でいただいた資料を見ますので、違っているのであれば、何が違っているのか教えてもらえますか。先ほど評価が変わっていることがありましたね。

事務局／小杉：2ページのNo.1の一番上の部長評価を代えさせていただきました。

中山委員：評価がかわっているので、内容も変わっていますか。

事務局／福島：事業実績や効果の表現を少し変えています。

事務局／小杉：次は6ページのNo.13ですが、一番下の行をご覧ください。「就労促進講座の実施」ですが、兵庫県と共催で「出張！女性のための働き方セミナー～仕事と家事・育児を両立させるための時間管理術～」というセミナーを開催しました。家事と育児の両立に悩んでいる受講者が多く、受講者同士の話を聞く時間もわずかですがあり、悩みを解決するヒントが得られるなど受講者のニーズに即した少人数制のセミナー形式で好評でした。今年度も兵庫県と共催で就労促進講座をできればと考えています。

次は10ページのNo.20をご覧ください。No.20の上の「ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供」ですが、本日広報あしやの平成26年6月1日号の写しをお配りさせていただいております。これは中里副会長にお願いした寄稿文で「究極の選択を超えて」というワーク・ライフ・バランスの啓発記事を掲載させていただき、わかりやすくよかったとの感想をいただきました。また本日お配りしていますセンター

通信ウィザズでも啓発記事や4コマ漫画などで年間を通じてワーク・ライフ・バランスの啓発を行うことができました。

次は21ページのNo.40をご覧ください。「DV被害者支援ネットワーク会議の開催」で、25年度は開催できなかったのですが、26年度はネットワーク会議が1回、専門部会が1回の合計2回開催しました。またネットワーク会議の委員に芦屋警察署にも入っていただき、庁内を含め関係機関の連携を図っています。今年度も少なくとも2回は会議の開催を予定し、新たな関係機関の代表者の方に委員に入っていたらと考えています。

次に23ページのNo.42をご覧ください。「健康講座の実施」ですが、26年度は更年期をテーマにした講座を男性・女性それぞれに開催し、女性の更年期の講師は宮本委員にお願いしました。女性更年期は平日開催で職員研修とし、庁内掲示板で参加を呼び掛けたところ、職員も12名が参加、活発な質疑応答もあり大変好評でした。また働く男性が参加しやすいよう、男性更年期の講座は土曜日に開催しました。こちらは職員研修ではありませんでしたが、4名の男性職員も参加しました。

最後に31ページのNo.66をご覧ください。「男女共同参画関係資料の整備と情報提供」ですが、男女共同参画センターでは男女共同参画の視点からの図書を配架し、貸出しを行っています。それら図書を分類ごとに配架し直し、ホームページに蔵書一覧を掲載しました。26年度の貸出件数が104冊で、29年度までに100冊という数値目標を超えたので、A評価とさせていただきます。今年度もさらに貸出し図書についての周知を図り、貸出件数が増えるよう工夫していこうと考えています。以上ポイントのみですが説明させていただきました。終わります。

柳屋会長：ありがとうございます。それでは基本目標や基本課題や事業目標でも結構ですので、ご質問やご意見ありましたらお願いいたします。1点だけ、もしお答えできるようでしたら、C評価からB評価になったのは、25年度のC評価7つが4つになったということですが、3つがB評価になったということですか。それはどれかわかりますか。

事務局／小杉：全体として3つB評価になったということです。

柳屋会長：全体としてとはどういうことですか。

事務局／小杉：25年度は7事業がC評価だったのが、26年度はC評価が4事業だったということです。

柳屋会長：そうすると、3事業はC評価からB評価になっているということですね。そうではないのですか。それがどこかというのがわかれば。

中山委員：C評価からB評価は例えば3ページのNo.4の「女性パソコン講座」はC評価からB評価に変わっています。それから7ページのNo.13もC評価からB評価へ変わっています。他はわかりません。

柳屋会長：あと一つくらいですね。ありがとうございます。わかればまた教えてください。その他ご意見やご質問はありますか。

中山委員：市長が話した管理職の割合が県下2番目だという話がありましたが、数の評価のところで、5ページのNo.10ですが、数値目標の取り方で何が基準となっているのか。

例えば、市職員の管理職になれる候補の男女の割合が7：3だとすると割合は3割とっているということなのか。それとも別にあるのか教えてほしい。高ければいいというものではないと思うので。

事務局／福島：一般事務職と一般技術職の男女全体の数の中からのパーセントですので、男性が何割いて女性が何割いてその何割に対してという意味ではないです。数え方は一般事務職と一般技術職の全部の人数の中で、女性の管理職の登用を積極的にしよう。今回（第3次行動計画）の指数（数値目標）は係長（主査級）以上としています。内閣府などでは課長以上で出していますが、現在の指標では係長以上の一般事務職と一般技術職のうち、女性（係長・課長補佐・課長・部長）の割合でございます。

柳屋会長：資料③の数値目標の説明はされないのですか。

事務局／福島：資料③の数値目標のポイントを説明させていただきます。資料③をお手元においていただけますか。数値目標でございますが、まず基本目標1「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」という基本目標のもとで、先ほどの一覧表（進行管理調書）ではNo.1にあたりますが、例えば「芦屋市男女共同参画推進条例の認知度」では、これは条例を知っていただいでどんどん推進していくものであり、条例を知っていただかないと推進が図れないと考えております。23年度は36.1%しかなく、現状は26年度で43.6%となっています。これは講座の時にアンケートを取っていただいてその数値となっております。29年度の目標としましては50%以上をぜひ目指したいと考えています。

あとは、No.1「センター通信ウィザスの認知度」ですが、ウィザスによりまして、たくさんの啓発をさせていただいておりますし、市民の皆様に参加いただいておりますので、23年度の21.6%という数値ですが、29年度には30%以上を目指すように、各事業で啓発を進めております。

次に基本目標2「政策・方針決定過程や地域社会での男女共同参画の推進」で、No.8の「市附属機関等における女性委員の割合」ですが、これは附属機関に施策の方向性を決めたり、皆様から評価をいただいたり、審議会というのは非常に重要でございます、そこに女性をどんどん参画していただきたい。23年度は33.8%でしたが、26年は37.2%ということで、29年度の40%以上を目指したい。ただ団体から出ていただくときに、会長や副会長だけではなく、団体の委員の方の中に女性はいまないので、そういう委員の中から出てくださいますように呼びかけて工夫していきたい。ここでセンター通信ウィザスの2015年春号をお手元にお開けいただけますでしょうか。1ページに県下第1位に芦屋市の附属機関委員で女性37.6%。芦屋市が県下1位ということで、兵庫県下でまだまだこれからであるのではないかと思います、芦屋市は40%以上を目指しています。

No.10が先ほどお話しいただきましたところで、「市の主査級以上に占める女性の割合」となっておりますが、23年度は24.6%で、現状の26年度は28.1%ということで、29年度はこの時点で数値は挙げておりませんが、増加させようという目標でございます。

基本目標3「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進」ですが、こ

これはNo.20『「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度』は、平成23年度で59.4%、平成29年度にはぜひ70%以上で、皆さんこれを知って言葉を理解している状況にもっていきたいと考えております。

No.22「保育所入所定員」の23年度は846人で、26年度は1,073人で、29年度までに1,000人以上という目標は超えています。

基本目標4「個人が尊重され豊かな人生が送れる環境の整備」ということで、No.51「病児・病後児保育の実施」の23年度は病後児保育1箇所、26年度は病児・病後児保育各1箇所、29年度も同様の目標を子育て推進課がやっております。

基本目標5「市民と行政の協働による男女共同参画の推進」でNo.64は皆さんが会議していただいています「芦屋市男女共同参画センターの認知度」でございます。残念ながら23年度は33.1%で、29年度は50%以上を目指しております。

No.64「芦屋市男女共同参画センターの年間利用人数」の23年度は4,172人ご利用いただき、26年度は6,826人に増加しましたが、29年度も引き続き増加を目指していきたいと考えています。

No.65「芦屋市男女共同参画センター講座の開催」ですが、23年度と26年度は年10講座ですが、29年度は12講座、月に1講座開催したいと考えております。重点ポイントは以上でございます。

柳屋会長：ありがとうございます。それでは引き続きご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

宮本委員：男女参画センター通信ウィザスの認知度ですが、この配布方法はどのような形で行っていますか。

事務局／小杉：市内の公共施設や庁内にもお配りしていますし、近隣の同じような男女共同参画センターなどにもお配りしています。

宮本委員：各戸全部ですか、私は芦屋市に職場等2か所あるのですが、入っていたことがないです。男女共同参画センターまでもらいにわざわざ来るのですが、例えばもし全然認識なくてずっと家に居る人でもウィザス読んだ方がいい人に届いたらいいと思うのですが、私のところの郵便受けに入った事がないです。

事務局／小杉：個別配布はしていません。

宮本委員：してないんですね、そこまで行って見る人は元気な人で、私はもらってないから男女共同参画センターに寄ってもらっていきます。逆に言えば、本当に必要な人の所、例えば家に引きこもっているような人やDV被害者だったら逆に外に出るのが怖いから公共施設に行けない、そのあたり何か手の届くようなことを考えていただけたらと。

事務局／小杉：男女共同参画センターのHPからも見られる様にしています。

宮本委員：HPはあるのはわかりますが、歳取っていたらHP見ないので、逆にそういう手段を持ってない人にどうしたらいいか。

事務局／福島：今芦屋市内に13箇所あります地区集会所に置いていて、家からの徒歩圏ですので、そこまで行ってもらう方法が考えられますが、数はたしかに限られております。本日せっかく自治会連合会副会長の岩尾委員がお越しになられていますので、何らかの方法で配布ができればと思っております。

宮本委員：町内会の会費はきっちり取りに来られますので、その時に引き換えに配るとか。

岩尾委員：総会をしますが、この資料は入っていなかったと。地区集会所には置いてありますけれども。

村上委員：以前、各PTAあてにはきていましたけれど、数が足りないので執行部7人分しかなかったもので、一般会員には配れなかったです。PTAには少しは配られてはいます。

高田委員：例えばPTAの広報誌とかにこういうのが来ていますというふうに広報する、そしてどんな所で貰えるかということを書き添えるということもできます。多分こういうことは宮本委員だけじゃなくて、以前にも言っていると思います。公共施設に行く人は限られていて、若者が行くとは思えないし、DVの人たちは宮本先生がおっしゃったように情報が届かない所にいらっしゃるんですね。家から出してもらえないとか行ってもすぐ帰らないといけないとか。そういった情報がなかなか入らない状況にある人たちにどう届けるかということです。例えば、診療所に置いていただくとかスーパーマーケットに置いていただくとか。そうするとこの大きさが本当にいいのか、内容としてもどうなのかというような目的が何かによって、大きさだったり、お金のかけ方だったりとかいうようなことも必要だし、SNSを使ってもう少し広報をするという方法もあります。いつも同じで、何でもということではない、目的をどうするかによって考える必要があると。以前も言いましたよね、スーパー・美容院・病院とかそんな話も出ていましたが、ほとんど行動されている形跡はありません。

中山委員：今のお話は前にもたくさん出ていますので、真剣に、例えば2ページで「啓発活動を行いました」ということは、どういうふうな手段でターゲットの方に渡したという確認が全くないです。作る方は作ったら満足で、どこかに置いたらやっぱり最後まで行くところまで考えられた方がいいと思います。でなかったらもったいないです。

あと2つよろしいですか。10ページNo.20の下の方(子育て推進課子ども担当)「子育て講演会を開催(子育てガイドブック・・・)」の予算がH26年度決算84万2千円、H27年度は192万6千円で倍以上になっています。下(子育て推進課新制度推進担当)もそうですね。内容的には何かわかりますか。組織が変わったからでしょうか。

もう1つ、私は防火安全協会の役員をやらせてもらっていますが、29ページに関心があったのですが、「防災セミナーの実施」の事業実施実績で、「男女共同参画の視点での防災に関する情報」とはどんなことですか。参考にしたいと思ひまして。

事務局／福島：今のNo.59男女共同参画の視点での防災から先にお答えします。例えば、災害が起きて避難所で女性の方々がお困りになっているのは、区切りがあっても、着替えたりするのにも困りますし、子どものおむつ換えにも困りますので、そういう視点が避難所の設営に欠けているのではないかと、あらかじめみなさんにお聞きして組み立てていくべきではないかというものです。今年度準備しておりますけれども、防災に関するセミナーを防災安全課から2回そういう説明の機会を設け、あと1回は県立男女共同参画センターの所長に来ていただいて、男女共同参画の視点で見直す防災・減災ということで、27年度全3回のセミナーを実施する予定になっています。

中山委員：対象はどうか、どういうPRするのですか。集まりますか。

事務局／小杉：これから準備中です。

高田委員：対象はだれですか。

事務局／福島：一般市民です。広報に出します。ご希望される方にお越しいただきますし、男性にも。

中山委員：広報に出して私たちもやりますが、なかなか集まってくれません。広報をどれだけ見ているのか、2年やって疑問です。しっかりされるのでしたら考えられたらいいと思います。広報に頼んでもこれだけの行数でこれだけしかできませんという制約がありますから、難しいですね。

事務局／福島：参加者を増やす方法については、例えば企画している防災セミナーより前の様々な講座やセミナーの時にお声掛けやお知らせをさせていただいて、事前に働きか掛けていく方法もあります。

高田委員：今の話は、一般市民というのは「一般」市民なのですか。それともここに書いてある母と子の防災セミナーをしようと思っていらっしゃるのですか。重要なことは誰がターゲットかを聞いておられるのだと思います。ここでいっている母と子の防災減災のハンドブックをどう活用するか、そのことをどのようにして、市民が持つだけじゃなくて一緒に考えて自分の子どもの安全とか自分自身、妊婦さんを含めてどうするかということを考えようとしているんじゃないかと読んだので、良かったと私は思ったのですが、計画がやっと上がってきたと思ったのですが。もしそうであれば一般市民じゃなくて、例えば幼稚園だったり保育所だったり、母と子がいる所に重点的に広報するのが本来じゃないかと思っているんですけど、いかがでしょうか。

事務局／福島：一般市民にも呼びかけながら、教育委員会や保育部署のルートであらかじめ、そういう対象になる方に働きかけをさせていただけたらと思います。

高田委員：子育てグループとかありますよね。子育てグループ協議会みたいなものがあるかも知れないし、地域にもそういうがあるので、欲しい人の所に届くような広報の仕方というのも大事なかなと思います。今のところの防災の話は、一般の人の話しじゃなくて、ターゲットは母と子なのです。

事務局／福島：一番対象となるのはこれですね。おっしゃるとおりターゲットになる方にしっかりと早めに届くようにと思っています。

中山委員：そのお話を聞いたら、防災安全課とか、多分せつかくこういうある意味で非常に大事な話を男女共同参画推進課が企画されているのですから、非常に無理なこと言うかもしれませんが、他の部署に遠慮なく男女共同参画推進課がやるから、幼稚園に出前しますとか保育所に行きますとか、学校教育課や幼稚園の部署はちょっと嫌な顔をするか分かりませんが、それぐらい全体のこと、行政の中の組織のかなり難しさが邪魔している部分を持っていますので、そのことも考えてはどうですか。男女共同参画推進課がせつかく横に渡った各部署関係なく、こういうことについてはどの部署も一緒ですけど、調整がいるかも分かりませんが、せつかく男女共同参画推進課があるのですから、そこが学校とか幼稚園とか遠慮なく行けるような、そしたらもう少し話しが絞れて効果が上がるんじゃないかなと。

村上委員：出前講座に男女共同参画に関することはありましたか。

事務局／福島：ありますけれども、そこに防災とは入れていないです。

村上委員：出前講座のタイトルを見た時、見当たらなかったのですが。ないはずですが。

事務局／福島：すみません、訂正します。男女共同参画は出前講座には名乗りを上げていないということですから、そこ(出前講座のメニュー)の下にその他おっしゃっていただいたら出前しますというところ(その他の特別メニュー)に含まれてしまっていますので、今後、積極的に男女共同参画の講座、防災も含め、名乗りを上げ、来てくださいとおっしゃっていただけるようにできればと思います。

中山委員：出前とか別に構わないですから、全市組織を統括できるように男女共同参画についての部署ですから、他の所に遠慮なくやれるように組織的になつたらいいなということです。

事務局／福島：非常に嬉しいです。ありがとうございます。

村上委員：先ほどの資料③で病児・病後児保育の実施が1箇所とあるんですけども、それぞれに1箇所あるということですか。それとも、病児・病後児保育に対して1箇所あるということですか。市立芦屋病院があると聞いているのですが、その1箇所ですね。わかりました。それ以外の調書で続けていくつか質問させていただきます。

事務局／福島：すみません。先ほどの中山委員のご質問の調書の10ページNo.20の子育て推進課の予算のお話ですが、今、お答えするものを持ち合わせておりませんので、後日、みなさまにお答えさせていただきます。

中山委員：お金使うのはいいと思うんです。増えていますからね。多分、何かやられるかなと。

事務局／福島：この答えがもれていました。失礼しました。

事務局／北川：確実ではありませんが、子育ての保育所関係で、認定こども園とか大きく制度が変わっており、その詳しいガイドブックが最近出されたんです。その手引書を見ないと、いろんな保育所の手続きが複雑になっていますので、多分そのガイドブックを作った予算が大きく増えていると思うのですが。また確認をとって報告させていただきます。

事務局／福島：村上委員、途中でさえぎって失礼しました。

村上委員：1ページの推進条例の新しい分ですが、選考委員のメンバーはどういった方を考えておられるのですか。というのは、前回これを作った時、作り終わって審議会で諮ったときに、文字(表紙のレタリング)が、「芦屋市男女共同推進条例」の男女の男の字が上になって、わざわざ男女共同参画推進条例に男の人の文字を上にして、女の人を下にする必要があったのかなど、いろいろな意見が出たことがあったので、そのことをふまえて、前回は教育委員会委員や美術教師になったと聞いたんですけども、それにプラス男女共同参画に関する知識がある方に入っていた方がこういったことがなくなるのではないかと思いますので、選考委員の中に男女共同参画の意識を持った方を入れることも考慮していただきたいと思います。選考委員について、詳しいことは決まっているのですか。

柳屋会長：次の議題の話ですので、その時でいいですか。

村上委員：はい、では他のことで。2ページの職員研修の実施のところなのですが、H26年度の事業実績で、6月26日に全職員対象に上映会を実施とあるんですけども、全職員は何名ぐらいですか。全職員の中から8名の参加があったことで、母数がどの位かなと思ひまして、母数によって8名はかなり少ないなと思ひましたので、お伺いしました。

事務局／福島：1,000名以上で少ない数字です。

村上委員：そうですね。8名で映画を見て終わりですか、その感想を聞いたりしていないわけ

ですね。

事務局／福島：アンケートにはお答えいただいております。

村上委員：職員に研修としてあとで色々な意見を聞くということはされていないわけですね。

事務局／福島：アンケートの中に書き込むことだけ求めています。

村上委員：3ページの男女共同参画に関する講座・講演会の実施についてですけれど、女性パソコン講座、「女性と限定してしまうと人が集まらず」とあるんですが、例えば日程が結構何回かあったとか、それと資料代が結構高額、何千円か5,000円、そういうことも女性ということだけでなく資料の高額さからも人が集まらないという要因になってなかったかなという疑問もありまして、女性と限定してしまうと人が集まらないと考えられたのはどうしてかと思いました。

事務局／福島：ここにつきましては、上宮川文化センターの実施のもので、今、お答えするものを持ち合わせておりませんので、後日お答えさせていただきます。

村上委員：8ページのPTA活動の男性参加促進についてですけれども、予算・決算の単位は。

事務局／小杉：千円です。

村上委員：これは、78万1千円が予算ということですか。

事務局／北川：行政は全部千円単位です。ただし書きがない限りは、全部千円単位です。

村上委員：分かりました。PTA協議会に補助金を渡して使い道というのは報告を受けたりはしていますか。何に使われたのかという素朴な疑問と、男性の参加促進の方法によっては、例えば、旧態依然の性別役割分担意識が頭をもたげてきて、一般の会員として男性がたくさん参加するのはいいのですが、リーダーとしての男性を要求するというか、やはり男性が会長とか、リーダーじゃないという意識が逆行するような促進になってしまったら逆効果かなと思ひまして。どういった促進の仕方をされているかお伺いしたいのと、予算の使い道と。

事務局／福島：まず、市から補助金を出すときは、何に使うとか申請していただいて、補助金の交付をさせていただいています。それぞれの団体が決算される中で何に使ったかというのを総会等で出されており、その資料を提出してもらっています。あとPTA活動への男性の参加促進でございますが、申し訳ございませんが、即答できませんので、後日お答えいたします。

村上委員：11ページNo.21の「就学前の子どもへの支援」ですが、「公立幼稚園、保育所の教育課程と保育課程の内容を合わせ、芦屋市らしい教育・保育を生かしたカリキュラム作成に努めた。」とありますが、「芦屋市らしい」とは具体的にどういうものでしょうか。

事務局／福島：この管理調書の作り方について、今ご質問をいただく中で、担当課長としましては、今後もう少しヒヤリングなどしながら、ここで即答できるような集約の方法に改善いたします。後日お答えさせていただきますということで、申し訳ございません。

柳屋会長：時間に限りがありますが。

村上委員：16ページのNo.31育児休業制度の促進で、事業目標が「リーフレットや掲示板を活用した全職員への制度の周知」とあります。周知も大事ですが、育休を取る事の弊害が周りの職場の意識ということが大きいと思うんですが、そういう意識改善にも努められるということでしょうか。

事務局／福島：人事課に変わってお答えします。もちろん芦屋市は男女共同参画を全庁的に推進していきまして、育児休業・介護休業も積極的に呼びかけておりますので、その一環としてリーフレットもさらに活用してというところがございます。そういう休業が必要な方は、みなさんお取りいただきながら、行政の方を進めていくという姿勢ですので、そこは、人事課はもちろん、男女共同参画推進課もそれぞれ課の中で進めています。

村上委員：あと2点。19ページNo.34「人権啓発事業の実施」についてですが、その前年度の実績を見ると具体的に色々されていると思うんですけども、「人権感覚向上」とはどういうものかというということと、今、宝塚市でも取り上げられているLGBTについての取り組みは芦屋市でされるのかどうかもお聞きしたいなと思いました。

事務局／福島：この点については、後日お答えさせていただきます。

村上委員：最後に、24ページのNo.46「子宮頸がん予防ワクチンの啓発」ですが、「再開の見込みを考慮し啓発の準備をしている。」とあるんですが、最近、色々副作用があった女性の共通の遺伝子か何かが発見されて、それに反応して副作用があったのではないかとわれている新聞記事を見たのですが、そういった情報も収集されての再開への準備なのかなど疑問に思いました。芦屋市でもそういう副作用が起こる女性が出てはいけないと思いますので、そういう情報も収集した上で再開の見込みも考慮しての準備をして欲しいと思います。健康課ですからすぐには無理ですね。すみません、以上です。

岩尾委員：5ページのNo.10「女性職員の管理職等への積極的登用」ですが、課長・係長以上というのと、資料③は主査級以上、役職が係長・課長、主査とは何ですか。資格ですか。これは40%目指すのは、係長・課長を分母にした中の分子が何人ということですか、主査はどこに入るのですか。

事務局／福島：資料③の主査というのは、係長相当級の中に主査が入っております。ここは主査という表現にしておりますけれども、係長と同等なのが主査です。係長・主査以上となりますと係長と同等の主査、それ以上が課長、それ以上が部長です。

事務局／北川：主査・係長は基本的には同じなんです。

岩尾委員：下から言って失礼ですが、一般職員がいて、係長がいて、係長の中に主査級の係長なのか、そこが民間企業と違う・・・。

事務局／北川：係長という表現と主査というのは基本的に同じものと理解していただいて結構だと思います。係長は下に係員がいるのです。主査は係員がいない係長みたいなものです。表現が統一できていないということがあります。

岩尾委員：そういう違いですか。今は市の職員の中で、今の一般事務職と技術職の男女の割合はどの位ですか。

事務局／福島：申し訳ございません。資料を持ち合わせていません。後日お答えします。

岩尾委員：昼間にお伺いすると女性が多いので男性はどこにいるのかと思って。また、その割合を教えてください。

柳屋会長：後日教えていただけるということです。その他どうでしょうか。

高田委員：今の話に関連してですが、係長試験は芦屋市にはあるのですか。

事務局／福島：試験の制度はございません。

高田委員：DVの関連するところで、DVの行動計画はあるのですが、昨年度、久しぶりに計画

の評価をされたのですけれど、あれは毎年はされないのですか。

事務局／小杉：昨年中間まとめをしまして、DV対策基本計画は、計画期間が29年度までになっています。次回、第4次男女共同行動計画を策定するときに合わせて見直しをさせていただくのですが、進行管理については計画最終年に、次回はさせていただくことになっています。

高田委員：分かりました。では少し細かいこともお聞きすることになりますけれども、1つは、新人研修のときにDVの研修をH26年度にされたのは良かったと思っています。しかし、担当課のDV研修というのがここでは見えないのですけれど、例えばいろんな所に市民課だったりDVに関連する所に人は移るじゃないですか、異動するというか。その時にDVのことが分からない人が窓口にいることになりかねないので、そういった関連の職員への研修というのがここでは見えないのですが、それはあるのですか。

事務局／福島：DVのネットワーク会議の専門部会で、すでに異動により窓口にいる職員を対象に、DVに関わる仕事をされる方に参加を呼びかけて担当部署でDV研修をしています。

高田委員：担当課の研修があると言われましたが、それがここにはないのはなぜですか。是非書かれたらいいと思います。それはきちんと計画があって、実施されて、それが何人だったのかっていうPDCAサイクルを回すにあたって、やったことはやったこととして、追加される必要があるのではないかというふうに思います。ネットワーク会議に出ている方だけではなく、全ての職員がDVのことについて理解することが必要で、全ての職員が関連した所に必ずいて、芦屋市のDV相談に連携するというところに多分DV計画ではなっていると思うのです。DV計画の評価がないので、それが1つ1つ見えないというところがありますので、やっけていてもやっけているように見えないし、残念なところではありますので、是非そのところは、どうすればDVのこともちゃんとやっけていけることが見える化するのか。やっけていけることは書かれたらいいと思います。

事務局／福島：たしかにそうですね、この管理調書の21ページのNo.40で、DV被害者支援ネットワーク会議の開催のところで、目標に対して努力した点で、DV被害者に対して25年度はできなかったのですが、26年度はそういう関係する係長だけではなくて担当者や窓口にいる人たちも来てくださいということで研修はしておりましたけど、市職員全体の研修は本年度も予定はしていませんが、ネットワーク会議でそれぞれみなさん来てくださっているんですけども、今後そういう研修を検討しないといけないと思います。

高田委員：DV基本計画の中に多分入っていると思います。市の職員の研修というのは毎年やらないといけないので、計画では。ネットワーク会議は、会議であって研修とはまた違いますので、このNo.40のところは支援という意味でのDVとは何かということが分かることと、具体的にどういう支援をするかというのは、内閣府から結構たくさんの方がきています。それを理解したり、来られた方の対応支援に対してどうだったかということスーパーバイズの人たちも入って、やっけていくというようなことと、これは話が別ですので、そのところをここに入れるのではなくて、多分啓発のところに入りますから、どこに入れるかはおまかせですが、何気なく会議の中で啓発をしているのであれば、それはきちんと分けられることの方がいい、芦屋市の計画を推進していくためには必要なことだというふうに思われます。

事務局／福島：人事課とどのような形で研修していけるかを検討してまいります。

高田委員：それと色々な研修をされているのですが、定員が書いていないので、次回から定員は何名で実際に何名来たということを書いていただけると評価をされるときに私たちも見やすいかと思っておりますのでご検討いただきたいと思います。16ページのNo.31の育児休業のところですが、男性の育児休暇じゃなくて、育児休業ですよ。育児休暇と育児休業とは違いますよね。

事務局／福島：ここは訂正ください。育児休業の間違いです。

高田委員：ここではほかの制度もありますよね、産前産後の男性もいろいろな休暇があると思うのですが、そういったこともここに書かれてはどうかと思います。育児休業だと給料にも色々問題があったりしますので、休暇だと給料と関係なかったりとか、残念なことですけど、育児をすることによる次へのつながりになるので、それも追加されてはいかがかと思いました。

村上委員：ちなみにセンター通信ウィザスに育児休業を取得した芦屋市の男性職員が載っていました。2014年夏号に載っています。

高田委員：20ページのNo.35以降のDVのところですが、DVの早期発見や支援も大事なのですが、予防といわれている若年の人に対する啓発というところがないのですが、(DV対策基本)計画の中にはあるのですが、どうなっていますか。中学校とか高校への出前教育やそれに対してお金をつけているはずですが、そういったことが見えないのですが、それはいかがですか。DVのことにに関して、DV計画の中でお金がどうついているかというのが見えないです。中学校・高校へのDV啓発計画で講師料がいくらという決算があれば、どれくらいで行く予定だということもわかったりしますので、それがすごく抜け落ちていて見えないので、それは追加していただきたいというふうに思います。

柳屋会長：先ほどご質問がありましたように、毎年DVに関して、別に実績や評価をすることになっていないので、こちらに含まれるということになるので、基本計画に対応する形で、もう少しDVの部分を書き加えていただくなり、新たな項目を設けていただくなりを考えていただきたいと思っておりますので検討いただけますか。

高田委員：20ページのNo.37の電話相談についても、時系列で昨年いくらか、一昨年在いくらでというようなことやNo.39緊急一時保護ですけれども、緊急一時保護のことが書いていないので、事業実績と事業目標が事業内容に比べて違っている。これは母子自立支援施設の話が書いてあって、そうではなくて、兵庫県の緊急一時保護施設に、どれだけ行ったかということだと思っておりますが、それがどこにもないです。それは今、すごく困っているんです。兵庫県はワースト1位か2位です。日本の中で兵庫県の一時保護の対応が悪いんです。だから他の自治体は困っているはずですが、そこが上がってこないの、兵庫県にもみなさん言っていると思います。県のDVネットワーク会議に出ておられるはずですから、そこでもこういう事が起こっているはずなのに、件数が書いていないというところがありますから、時系列でDVのことについても書く必要があると思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

事務局／福島：分かりました。

高田委員：以上です。

柳屋会長：少し時間に限りがありますので、何かお気づきになりましたら、審議会が終わった後でも結構ですので、事務局にお伝えいただければと思います。中里副会長、最後に何かありますか。

中里副会長：2点だけ、ポイントとして打ち出しているところなんですけど、育児休業のことにについて16ページのところで、平成19年に1名育児休業を取得されたと思うのですが、新しくもう一人取られたと思います。かなり長い期間でようやく2人目なのかということなんです。評価の仕方の問題じゃないですけども、女性の育休の取得率に比べると同じ職員で違うと思いますので、そのあたりなぜ難しいのか、もう少し市として突っ込んだ方がいいのではと思います。この1名とられた方の期間がどれくらいなのか、前回とられた方は4か月でしたが、取得だけだと1日や2日でも取得になるので。

事務局／福島：確認してお答えさせていただきますし、なぜ難しいのかお聞きし、取り入れるようにさせていただきます。

中里副会長：病児・病後児保育が各1箇所と同じ場所ということですけども、最近非常に注目もされていますし、実際NPOの活動でテレビとかで注目され、状況が変わってきているので、目標1箇所が、それで本当に妥当なのかということも今後再検討を、状況が変わっていると思うので、実際そこにはこの目標にとらわれずに進めていただければと思います。

高田委員：病児保育に関しては赤字です。多くの場合、診療所にやって来るので、他の都市と考えたときに、芦屋市が補助金を出すというようなことが必要になってくるので、早めに、これは関わらないといけないとお金のことから。その辺のことも含めて、制度だけではなくて、補助金にも関連があるので検討ください。

事務局／福島：子育て推進課に、どのように取り組むか確認した上で、お答えします。

柳屋会長：時間のこともありますので、以上でよろしいですか。どうしてもこれだけは、ということやお気づきの点がありましたら事務局にお伝えいただければと思います。広報の方法やセンター通信の有効な配布のやり方とか、防災セミナーの対象者に意向が伝わる方法、研修の参加数の向上に工夫がいるのではないかと、この実績報告書や次年度の目標について抽象的にしか書かれていないのももう少し具体化していただくように、各部署とお話いただければと思いますし、意味が少し分かりにくいところは、ヒアリングしていただいてわかりやすくしていただければと思います。DV関係は、毎年実績報告を出しませんので、この中にもう少し基本計画に対応するような内容をお願いします。主なご意見は以上になっております。

では、議事の2つ目です。芦屋市男女共同参画推進条例パンフレットについて、説明をお願いします。

事務局／林：事務局の林です。よろしく申し上げます。芦屋市男女共同参画推進条例の啓発パンフレット（条例概要版）について、ご説明させていただきます。まず皆様お手元にあります条例概要版と資料④中学生対象と書いてある広報あしや平成27年7月15日号の2つをご用意ください。まず現在の概要版につきましては、平成21年度に幅広い年代の方に条例を知ってもらおうと作成しましたが、作成してから5年経過しておりますので見直しを行いたいと思います。現在のこの条例概要版の表紙ですが、この表紙のレタリングとイラストを市立中学生に募集して選考しました。さきほどお話にあったと思いますが、この

中の内容につきましては男女共同参画推進課で作成して掲載しております。この概要条例版は中学校に配布して活用していただいております。今回新たに作成する条例概要版のまずこの中の内容については、神戸芸術工科大学とのコラボレーションで学生3人に男女共同参画推進条例や男女共同参画をテーマにまんがや4コマまんがを作成してもらい、掲載しようとしています。また表紙は、前回と同じように市内の中学生にレタリングとイラストを募集して選考します。募集については、資料④のように広報あしやとHPに掲載して募集しています。表紙の市内中学生に募集しているレタリングとイラストですが、こちらは次回の男女共同参画推進審議会の中で応募作品について、ご意見をいただきたいと考えています。以上です。

柳屋会長：ありがとうございます。何かご質問ありますか。

村上委員：選考が決まる前にここで審議するのですか。

事務局／林：そうですね、ここで内容を見てもらいます。

事務局／福島：市立中学校には、教育委員会を通じて学校でご応募くださいと配っているのですが、私立（中学生に）は広報あしやで呼びかけているのですが、もっと集まると想定しております。たくさん集まった中で絵の先生たち、教育委員会のご協力を得て、ある程度絞らせていただいて、次回の審議会でどのイラストがいいのか、どの文字・レタリングがいいのかというご意見をいただきまして、そのご意見をもとに市の本部会議で決定させていただくことにしております。

柳屋会長：よろしいでしょうか。

高田委員：神戸芸術工科大学というところで、4コマまんがにするというのは、芸工大の学生がそう言ったのでしょうか？

事務局／林：はい。こちらが4コマまんがにしてくださいとか、まんがにしてくださいとかではなく、学生がこういう形で、と持ってきました。

高田委員：もう、すでに持ってきているのですか。

事務局／福島：何回か校正したり、議論したりするのに来ていただいております。

高田委員：分かりました。ありがとうございます。

柳屋会長：次回の審議会で議論します。では、次の予定で何かありますか。

事務局／福島：今後の予定について、レジュメの(4)その他、今後の予定のところをご覧ください。7月下旬から8月にかけて、芦屋市男女共同参画推進本部の幹事会、その幹事会は課長級会議ですが、意見をいただき、次の本部会議にあげます。つまり、審議会でいただきました意見を元に検討させていただき、調整をいたしまして幹事会にかけ、そこでありました修正や改善を経て、市長をトップとする本部会議にかけます。次に9月から10月に、第2回芦屋市男女共同参画審議会の日程調整をさせていただく予定です。次に10月から11月にかけて、芦屋市男女共同参画推進本部幹事会・本部会議の予定でございます。以上です。

柳屋会長：9月か10月に予定されている第2回の審議会では、計画の内容に関して意見を述べるということでしょうか。それとも報告になりますか。

事務局／福島：すみません、報告にさせていただきます。

事務局／北川：今日、いただいたご意見を可能な限り盛り込んで、市の推進本部で確認を取って

公表する段取りです。

柳屋会長：報告いただくということですね。パンフレットの審議で内容をチェックするという
ことですね。

高田委員：その時にいただきたいのは、芦屋市の男女参画センターで行う研修の一覧をいただけ
ないでしょうか。27年度の研修計画の一覧です。

事務局／福島：講座ということによろしいでしょうか。

高田委員：もちろん今言ったような、いろんな職員研修も含めて書いていただけるといっばいあ
ちこちにあるので、しかも何を言っているのかがよく分からないので、一覧表をいただけ
ればもう少し良く分かるので、よろしくお願いします。

事務局／福島：散らばっていますので集約させていただきます。

柳屋会長：募集定員も教えていただけますか。以上で、本日の議題は終わりましたが、何かご意
見ありますでしょうか。なければ、本日の審議は終了します。どうもご協力ありがとうございました。

=閉会=